

鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第37号。以下「条例」という。）、鳥取県産業未来共創条例施行規則（令和5年鳥取県規則第32号。以下「規則」という。）及び鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「交付規則」という。）に基づき、鳥取県産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉（以下「本補助金」という。）の交付について、条例、規則及び交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「強化法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 「事業承継」とは、県内事業者等の間において資産・経営権等を引き継いで継続して事業を行おうとするもののうち、その区分等が別紙によるものであって、同紙に規定する要件等を区分ごとに全て満たすものをいう。
- (3) 「被承継者」とは、事業承継において、事業等を引き継がせる県内事業者のうち中小企業者をいう。
- (4) 「承継者」とは、事業承継において、事業等の引継ぎを行う又はこれから行おうとする者をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、県内事業者の事業承継の取組を支援することにより、もって県内経済の維持及び発展を図ることを目的として交付する。

(補助金の対象者の要件)

第4条 本補助金の対象者は、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 承継者であって、県内に住所を有する者又は県内への住所の移転を予定している者であること。
- (2) 承継者が現に事業者である場合は、県内事業者のうち中小企業者である会社又は個人であること。
- (3) 第6条第1項の規定による対象事業認定申請書等及び第7条第3項の規定による交付申請書等の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失によって法令違反をしていると認められる者（法人にあつては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあつてはそれを構成する事業者の役員を含む。）でないこと。
- (4) 原則として、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む又は営もうとする者でないこと。
- (5) 次のいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の交付)

第5条 県は、第3条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助対象者が行う補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満の額は切り捨てる。）とし、上限は同表の第5欄に定める額とする。また、補助対象期間は、同表の第6欄に定める期間とする。
- 3 同一の被承継者に係る本補助金の交付は、原則として一回に限るものとする。
- 4 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
- 5 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない。

(対象事業認定申請書等の提出及び事業の認定等)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する別記様式（以下「対象事業認定申請書」という。）を、商工労働部企業支援課長が別に定める日までに提出するものとする。

- 2 前項の対象事業認定申請書に添付すべき対象事業に係る事業計画書、及び対象事業に係る収支計画書又はこれに準ずる書類は、それぞれ様式第1号による補助事業実施計画書、及び様式第2号による補助事業収支予算書（以下、対象事業認定申請書と合わせて「対象事業認定申請書等」という。）とする。
- 3 知事は、対象事業認定申請書等の提出があったときは、補助事業実施計画等の評価等を行い、事業の認定及び本補助金の採択の可否を決定するものとする。
- 4 前項の評価等は、別に定める基準に基づき行うものとする。

(交付申請の時期等)

第7条 知事は、前条第3項に規定する評価等を行った後、対象事業認定申請書等を提出した者に対し、速やかに事業の認定及び補助金の採択の可否を通知する。

- 2 前項の通知は、様式第3号により行うものとする。
- 3 補助金採択となった者は、別に定める日までに、交付規則第5条の交付申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 交付規則第5条の交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号とする。

(交付決定の時期等)

第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(承認を要しない変更等)

第9条 交付規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
- 2 前条第1項の規定は、交付規則第12条第1項に規定する変更等の承認について準用する。
- 3 交付規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び第2号とする。

(実績報告の時期等)

第10条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、交付規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）を、次に掲げる日までにに行わなければならない。

- (1) 交付規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業等の完了、中止又は廃止の日から20日を経過する日

(2) 交付規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

- 2 交付規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第5号及び第6号によるものとする。

(補助金等進捗状況報告の時期等)

第11条 交付規則第17条第3項の規定による補助金等進捗状況報告書は、各年度（前条第1項の実績報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

- 2 前項の報告は、様式第7号により行うものとする。

(現地調査等)

第12条 知事は、前条第1項により提出された補助金等進捗状況報告書を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について職員に現地調査を行わせ、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。

(補助金の支払)

第13条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者から補助事業に係る経費について補助金の概算払を請求されたときは、知事はその内容を審査し、適切と認められる場合に限り、原則として鳥取県の一会計年度につき1回に限り、交付決定額かつ一会計年度における当該予算の範囲内で、補助事業者が申請する額（千円未満は切り捨てる。）を支払うことができるものとする。
- 3 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、様式第8号を知事に提出しなければならない。
- 4 規則第19条の規定による概算払の通知は、様式第9号によるものとする。
- 5 規則第20条第1項の申出は、様式第10号により行うものとする。

(財産の処分制限)

第14条 交付規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 交付規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械・装置及び器具・工具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 交付規則第25条第2項の知事の承認に係る申請は、様式第11号により行うものとする。
- 4 第8条第1項の規定は、交付規則第25条第2項の知事の承認について準用する。

(財産の処分に伴う収益納付)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し又は雇用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から起算して30日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなければならない。

(補助金の交付等に係る手続の停止等)

第16条 知事は、補助事業の休廃止等が想定される場合には、第8条第1項の規定による本補助金の交付決定後であっても、本補助金の交付等に係る手続を停止できるものとする。

- 2 前項の実施手続、本補助金交付停止措置の解除及び解除後の本補助金の交付方法等は、補助事業者との協議により決定するものとする。

(成果の報告等)

第17条 商工労働部長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の成果を報告又は発表

させることができる。

(消費税及び地方消費税の取扱)

第18条 本補助金の補助対象経費には、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

(雑則)

第19条 条例、規則、交付規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

別紙（第2条関係）

1 事業承継区分

区分	内容
(1) 親族内承継	被承継者を代表する者の子や親族への事業の引継ぎ
(2) 従業員承継	(1)を除く、被承継者の役員又は従業員への事業の引継ぎ
(3) 第三者承継	(1)、(2)を除く者への事業の引継ぎ
(4) 商工労働部長が特に認めるもの	商工労働部長が特に認める経営又は事業の引継ぎ

2 本補助金に係る要件等

(1) 共通事項

- ア 計画策定においては、承継者が事業を主導して取り組むこと。
- イ 承継者は、原則として被承継者から引き継いだ経営資源を活用した事業を行うこと。
- ウ 強化法第32条第2項に規定する認定経営革新等支援機関の証明を受けた事業計画であること。
- エ 実施する事業が原則としてフランチャイズ契約の締結のみによるものでないこと。
- オ 株式譲渡による承継の場合、原則として事業譲渡後に承継者を代表する者が保有する議決権の数が議決権全体の数の過半数を超えること。
- カ 原則として被承継者と承継者による実質的な事業承継が行われ、承継後において被承継者を代表する者が実質的な代表権を保持しないものであること。（例：単なる名義変更、単なる会社分割・分社化・別会社化等、代表権者の複数化、吸収合併等、グループ内の事業再編、資産（物品・不動産等）のみを譲渡・取得・保有する事業等は原則として対象外とする。）
- キ 実績報告において承継者の代表者の交代を証明する資料の提出が可能であること。（例：被承継者の廃業届と承継者の開業届など。）
- ク 事業承継に伴う事業主都合による従業員の解雇等を著しく生じさせるものではないこと。
- ケ 被承継者から承継する事業及び承継後に営む事業が、次のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 公序良俗に反する事業
 - (イ) 法令等に違反する及び違反するおそれがある事業並びに消費者保護の観点から不適切であると認められる事業
- コ 被承継者から承継する事業及び承継後に営む事業が、原則として、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業に該当しないこと。
- サ 本補助金を受給する権利は他人に譲渡できないこと。

(2) 親族内承継

- ア 原則として被承継者を代表する者の三親等以内の者への事業承継であること。
- イ 個人が行う事業においては、原則として承継者は被承継者の屋号を引き継ぐこと。

(3) 従業員承継

- ア 同一法人又は個人（以下「法人等」という。）の代表者交代による事業承継であること。この場合、被承継者の役員又は従業員が実質的に代表権を有する代表者となること。
- イ 第6条第1項の規定による対象事業認定申請書等の提出時において、当該法人等の承継者が当該法人等に在籍していること。

(4) 第三者承継

原則として承継者は、被承継者から承継する事業を廃止することなく、継続して行うこと。

※ このほかに必要な要件については、商工労働部長が別に定める。

別表（第5条関係）

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助金上 限額	6 補助対象 期間												
産業未来 共創事業 〈事業承 継促進型 〉	第4条各号 に規定する 要件を全て 満たす者	<p>事業承継時及び事業承継後に必要な経費</p> <table border="1" data-bbox="536 539 1002 1346"> <thead> <tr> <th data-bbox="536 539 655 577">費目</th> <th data-bbox="655 539 1002 577">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="536 577 655 797">事業承継手続 費</td> <td data-bbox="655 577 1002 797">事業承継の手続きに係る事務手続き費用 ※専門家による事業承継の指導に要する経費、謝金、旅費、産業財産権等関連経費、委託費用等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 797 655 943">マーケ ティン グ調査 費</td> <td data-bbox="655 797 1002 943">事業実施及び事業承継後の事業実施に係るマーケティング調査費等（委託費、謝金・旅費等）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 943 655 1162">設備導 入・改 修費</td> <td data-bbox="655 943 1002 1162">事業承継後の事業実施に必要な設備（建物・機械装置、備品、システム）の県内事業所への導入・改修費（購入、新增設、外装・内装工事費用等）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1162 655 1234">広告宣 伝費</td> <td data-bbox="655 1162 1002 1234">事業承継後に自社で行う広告宣伝に係る費用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="536 1234 655 1346">その他 の経費</td> <td data-bbox="655 1234 1002 1346">上記の費目以外に補助事業の遂行に必要と認められる経費</td> </tr> </tbody> </table> <p>※いずれの費目についても、従業員人件費（従業員、アルバイト等に係る給与、賃金相当額）は、原則対象外とする。 ※承継者が支払う経費のみを対象とし、被承継者が支払う経費については対象経費としない。 ※譲渡又は売買契約等の対価として、承継者が被承継者に支払う経費については、対象経費としない。</p>	費目	内容	事業承継手続 費	事業承継の手続きに係る事務手続き費用 ※専門家による事業承継の指導に要する経費、謝金、旅費、産業財産権等関連経費、委託費用等	マーケ ティン グ調査 費	事業実施及び事業承継後の事業実施に係るマーケティング調査費等（委託費、謝金・旅費等）	設備導 入・改 修費	事業承継後の事業実施に必要な設備（建物・機械装置、備品、システム）の県内事業所への導入・改修費（購入、新增設、外装・内装工事費用等）	広告宣 伝費	事業承継後に自社で行う広告宣伝に係る費用	その他 の経費	上記の費目以外に補助事業の遂行に必要と認められる経費	2分の1	2,000千円	<p>交付決定日から12月以内</p> <p>※知事が別に認める場合は、知事が別に定めた日から12月以内</p>
費目	内容																
事業承継手続 費	事業承継の手続きに係る事務手続き費用 ※専門家による事業承継の指導に要する経費、謝金、旅費、産業財産権等関連経費、委託費用等																
マーケ ティン グ調査 費	事業実施及び事業承継後の事業実施に係るマーケティング調査費等（委託費、謝金・旅費等）																
設備導 入・改 修費	事業承継後の事業実施に必要な設備（建物・機械装置、備品、システム）の県内事業所への導入・改修費（購入、新增設、外装・内装工事費用等）																
広告宣 伝費	事業承継後に自社で行う広告宣伝に係る費用																
その他 の経費	上記の費目以外に補助事業の遂行に必要と認められる経費																

- (注) 1 消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。
 2 振込手数料は補助対象経費から除くものとする。